



改正農地法等のポイント その3 農地の減少を食い止め、優良農地の確保をめざして

農地は、大切な食料の供給基盤です。農地は一旦農地以外に転用されると、元に戻すことはむずかしいため、無秩序な転用は防止しなければなりません。食料自給力を高め、食料安全保障のためにみんなで優良な農地を守りましょう。

新しい農地制度では転用許可が必要な対象を広げ、違反転用の罰則が強化されるなど、規制が厳しくなりました。その内容の主なポイントは次のとおりです。

1 転用の許可基準が厳しくなりました

これまで…

国・地方公共団体が設置する公共施設は、転用許可が不要でした。施設の周辺において、集団的な優良農地の無秩序な農地の改廃を招いてきました。

これからは…

国・地方公共団体が設置する公共施設は農地法の転用許可の対象となりました。また、原則、転用不許可の集団的な優良農地（第1種農地）のまどまりの基準を引き下げるなど、転用の許可基準が厳しくなりました。

転用の許可基準
が厳格化



2 違反転用に対する罰則が強化されました

違反転用者に対しては、次とおりこれまでよりも重い罰金が課せられます。

事項	これまで	これから
違反転用	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人は300万円以下の罰金）	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）
違反転用における原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法人は30万円以下の罰金）	

3 農用地区域からの除外が厳しくなりました

農業振興地域制度について、優良農地の確保を図るために仕組みを充実させると共に、農用地区域からの除外を厳格化しました。

これまで…

集団農地の縁辺部にある農地であれば、担い手が現に利用集積し又はこれから利用集積が見込まれる農地であっても、除外・転用が可能となっていました。このため、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがありました。

これからは…

農用地区域内の農地について、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれのある場合には、除外は認められなくなりました。これにより、担い手が安心して農用地区域内の農地の利用集積ができるようになりました。

※詳しくは同封のリーフレットをお読み下さい。

問い合わせ ■各市町村農業委員会

編集
発行

岐阜県農業会議 岐阜市薮田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 2階
☎ 058-268-2527 E-mail: gifu@nca.or.jp ホームページ: http://www.gifu-agri.jp

photo:JA ぎふ農産物直売所「おんさい広場」米粉パン製造・販売



農地 農政 経営 最新情報を
お届けします!

平成23年度予算の概要 —我が国農業の体质強化と食料自給率の向上に向けて—

東海農政局長 竹森 三治

農業者・農業関係者の皆様方におかれましては、日頃より地域農政の推進にご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年12月に概算決定された平成23年度農林水産関係予算では、平成22年度実施しました「戸別所得補償モデル対策」に、麦や大豆などの畑作物を新たに所得補償対象作物に加えるとともに、規模拡大加算・品質加算等の措置を導入する等、内容を強化し、平成23年度から「農業者戸別所得補償制度」として本格実施することとなりました。

また、「農山漁村の6次産業化」についても、「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」として、農林漁業者の6次産業化に向けた取組や地域資源を活用した新産業の創出を支援する対策と農林漁業者が加工・販売するための市場を拡大・活性化する対策とを併せて実施することにしました。東海農政局では局内にワンストップ総合受付窓口を設置し、農林漁業者の皆様からの相談やきめ細かなサポートを行ってまいります。

両対策の具体的な内容については、各種の説明会などを通じて周知を図り、農林漁業者の皆様方の所得の向上と地域の活性化に向けて、東海農政局職員が一丸となって取り組みますので、皆様のご理解とご支援を引き続きよろしくお願いいたします。



ぎふ農業・農村基本計画(案)の概要

1 ぎふ農業・農村基本計画とは

- 岐阜県長期構想に掲げた政策の方向性を踏まえ、当面5年間に県が重点的に取り組む施策について示すものです。
- 計画期間は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）の5年間です。

基本理念：県民の「食」と県土の「環境」を支える「元気な農業・農村」づくり

2 策定の趣旨

- 2010年世界農林業センサス（概数値）によると、本県の農業就業人口は46,880人と5年前の66,102人から29.1%減少、さらに平均年齢は69.4歳と4.3歳上昇しており、新たな担い手の育成が急務となっています。
- 食料を巡る国際的な情勢は、食に対する安全性の面で国内農産物が評価されている反面、特定の国や地域を対象とする経済連携協定などの動きが顕在化しており、今後農産物の関税完全撤廃に向けた動きが進むとなれば、安価な輸入農産物の増加により生産コストの高い国内農業は大きな影響を受けます。
- 「ぎふ農業・農村振興ビジョン」（計画期間：平成18年度から平成22年度）の理念を継承し、「岐阜県長期構想」のあるべき姿を実現するとともに、岐阜県農業が直面するこうした諸課題に対応する新たな基本計画を策定します。

3 策定にあたり重視した点

①「岐阜県長期構想」の政策の方向性を反映

- 岐阜県長期構想**
- 【基本目標】
希望と誇りの持てるふるさと岐阜県づくり
 - 【将来像】
1 安心して暮らせる岐阜県
2 人・モノが活発に交流する岐阜県
3 誰もが生き生きと活躍できる岐阜県
4 清流と自然を守る岐阜県
5 つながり、支え合う岐阜県

②農業者や一般県民の方の意見を施策に反映

（パブリック・コメント：平成22年11月30日から平成23年1月4日、40人から79件の意見をいただいた）

③「ぎふ農業・農村振興ビジョン」の検証を踏まえて作成

④「元気な農業づくり」と「元気な農村づくり」の2つの視点で作成

- 「元気な農業づくり」
 - ・国際化にも対応できる、高い品質や安全性を持った競争力の高い園芸・畜産品目の生産を振興するなど、強い農業づくりを展開
 - ・農業の三次産業化による付加価値を高めた商品開発や大都市・海外への販売を促進するなど、攻めの農業を展開
- 「元気な農村づくり」
 - ・所得補償などの制度を十分に活用した上で、担い手が育ちにくい条件が不利な中山間地域などにおける地域ぐるみでの集落営農組織の育成やきめ細かな農業基盤の整備、鳥獣害対策・耕作放棄地の解消等を推進し、農村の活動や美しい農村景観を維持
 - ・県民や企業等が農業・農村の重要性を理解し、農業・農村を応援する取組を推進

⑤元気な農業と元気な農村を支える意欲ある担い手の育成・確保を重視して作成



4 課題と基本方針

元気な農業づくり

- 国際化にも対応できる高い品質や安全性を持った競争力の高い農畜産物の生産を促進
- 国際競争力のある「飛驒牛」「柿」など本県の誇る農畜産物を海外も視野に入れ販路を拡大。農畜産物の付加価値を高めた商品を開発し販売

元気な農業・農村を支える担い手づくり

- 本県農業を支えるプロの担い手を育成するとともに、担い手不在の地域においては、集落営農組織の育成や企業・NPOなど多様な担い手の参入を促進

- 鳥獣害対策、耕作放棄地の解消推進等による集落機能や美しい農村景観を維持。海づくり大会を契機とした水環境への関心を継続、発展

- 県民や企業・NPO等が農業・農村の機能を理解し、農業・農村を応援する取組を推進

元気な農村づくり



基本方針

1 売れる農畜産物づくり

- (1) 安全・安心な農畜産物と情報の提供
- (2) 産地の強化とブランド品目づくり
- (3) 新たな技術開発と産地づくり
- (4) 優良農地と豊かできれいな水の確保

2 戦略的な流通・販売

- (1) 大消費地での販売促進
- (2) 地産地消の推進
- (3) 海外への輸出促進
- (4) 新たな流通チャネルへの対応

3 多様な担い手の育成・確保

- (1) 意欲ある新規就農者の育成・確保
- (2) 認定農業者・農業法人等の育成・確保
- (3) 中山間地域農業を支える共同組織の育成
- (4) 企業の農業参入や小規模農家への支援

4 魅力ある農村づくり

- (1) 環境保全の推進
- (2) 豊かで住みよい農村づくり
- (3) 災害に強い農村整備
- (4) 都市と農村との交流促進

5 県民みんなで育む農業・農村

- (1) 食と農に対する理解の醸成
- (2) 県民による農業・農村支援活動
- (3) 企業等の農業・農村での活躍

5 主な目標指標

- 農業産出額（億円）……………1,161（H21）▶ 1,320（H27）
- 農用地区域内の農地面積（ha）……………44,153（H21）▶ 44,600（H27）
- 直売所販売額（億円）……………108（H21）▶ 130（H27）
- 農産物販売金額1,000万円以上の農業経営体数（経営体）……………1,517（H22）▶ 1,900（H27）
- 農業生産を行う法人数（法人）……………417（H21）▶ 580（H27）
- 水田利用率（%）……………89（H21）▶ 94（H27）
- 耕作放棄地解消面積……………H23からH27の5年間で350ha
- 農林漁業体験者数（千人）……………118（H21）▶ 150（H27）

※県の政策の実施だけで実現できるものではなく、広く県民との意識共有を図り、共に目標に向かって努力を重ね、地域社会全体を変えていくことを通じて実現を目指すことを前提とした指標

問い合わせ

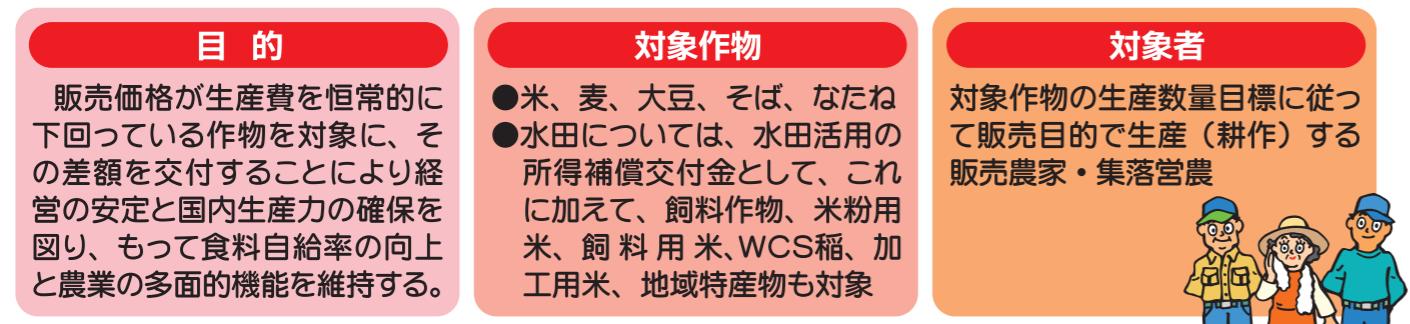
■岐阜県農政部 農政課
政策企画担当（小野寺、小椋）

☎ 058-272-1111 内線（2815）

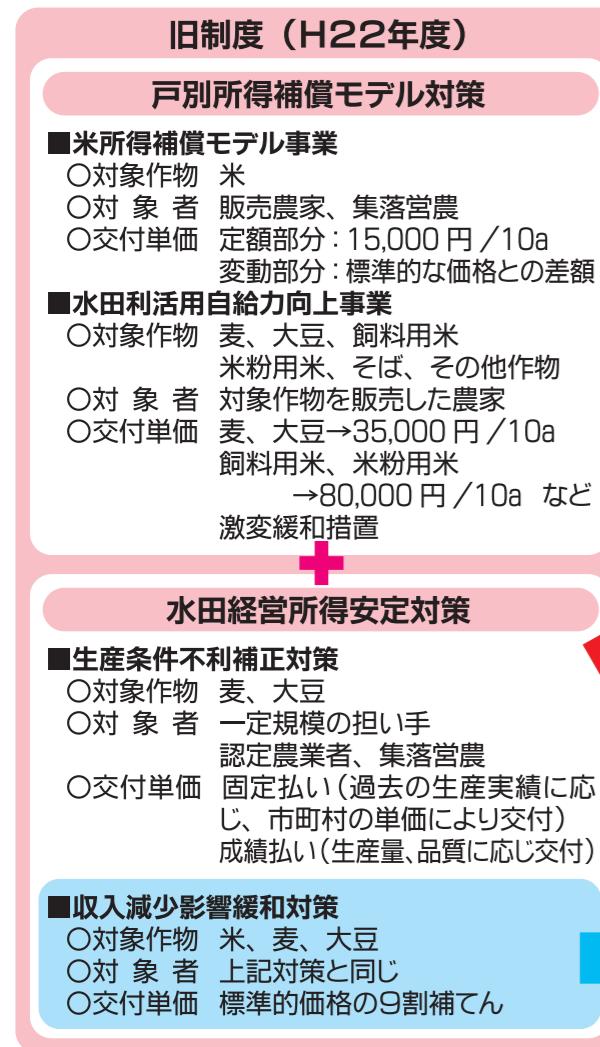
平成23年度 担い手関連予算の概要

1 農業者戸別所得補償制度の本格実施

来年度から本格実施される「農業者戸別所得補償制度」は、本年度実施されました「戸別所得補償モデル対策」に数量払いを基本とする新たな仕組みの導入、そば・なたねの対象作物の追加、規模拡大を含む加算措置の導入などが新たに設けられました。その概要のイメージ図は以下のとおりです。



戸別所得補償制度の概要（旧制度と新制度の比較）



大規模農家への支援が充実

問い合わせ

■岐阜県農政部 農産園芸課
水田農業担当（田口、富田）

☎058-272-1111 内線（2867）

2 経営体育成支援事業

地域担い手育成総合支援協議会が作成する「経営体育成支援計画」に基づき、多様な経営体が必要とする農業用機械や施設の導入、土地基盤整備等を実施した場合に、経費の一部が助成される事業です。

①新規就農者補助事業

（対象：平成23年度に就農する認定就農者）

就農者の経営展開に必要な農業用機械や施設等の整備を行う場合に、取得価格の1/2以下（最大400万円）の助成が受けられます。

②融資主体型補助事業

（対象：認定農業者、集落営農組織等）

主に金融機関からの融資を活用して農業用機械や施設、土地基盤整備等を行う場合に、整備に要した経費の3/10以下の助成が受けられます。

③集落営農補助事業

（対象：平成25年度までに法人化する集落営農組織）

集落営農組織が法人化するために必要な農業用機械の整備に対して、取得価格の1/2以下の助成が受けられます。

④条件不利地域型

（対象：市町村、農協、農業者等の組織する団体等）

条件不利地域の経営体が経営の高度化に向けて取り組む経営の規模拡大、複合化、多角化等を図るために必要となる共同利用施設の整備について、取得価格の1/2以下の助成が受けられます。

平成23年度の事業の募集が始まっています。事業を実施したい場合には、今すぐお住まいの地域担い手育成総合支援協議会に相談願います。

問い合わせ

■岐阜県農政部 農業振興課
就農支援担当（足立）

☎058-272-1111 内線（2665）

3 資金調達の支援

スーパーL資金等の金利負担軽減措置

経営改善を図るために借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金は、貸付当初5年間の金利負担が軽減されます。

[対象者] 認定農業者

[借入限度額]

スーパーL資金：個人1億円、法人3億円

農業近代化資金：個人1千8百万円

法人3千6百万円

※いずれの資金も5百万円以下の融資は対象外です。

[金利軽減幅] 最大2%

（国と地方公共団体の利子助成により実質無利子化）

農業改良資金関係事業

チャレンジ性のある取り組みを行う農業者が無利子で借りることができる農業改良資金を日本政策金融公庫で取り扱っています。

[対象者] 認定農業者、主業農家等で知事の認定を受けた者

[認定の条件] 農業改良措置（新作物・新技術の導入等）を実施することにより経営を改善する見込みがあり、かつ、その地域においてその農業改良措置を実施することが必要である場合。

[借入限度額] ※日本政策金融公庫にお問い合わせください。

※事業の実施等についてのお問い合わせは下記まで。

●（株）日本政策金融公庫岐阜支店 0120-926-483 ●各農業協同組合 ●（株）十六銀行

問い合わせ

■岐阜県農政部 農業振興課
農業共済・金融担当（野崎、清水）

☎058-272-1111 内線（2670）

4 6次産業化への支援

「6次産業化」は、農業者等が、農畜産物等の生産（第1次産業）だけでなく、加工分野（第2次産業）、流通・販売・サービス分野（第3次産業）にも取り組むことにより、新たな付加価値を生み出し農業・農村の活性化につなげる取組のことです。

元気な農業・農村の実現に向けて、地域における6次産業化の取組に対し、事業の開始から、商品開発、販売まで、それぞれの段階に応じた支援が受けられるようになります。

①多様なマッチング機会の提供

- ・農業者等と食品加工業者や飲食事業者等ビジネスパートナーとの出会いの場としての交流会の開催
- ・産地のこだわりを伝える現地見学会、商談会の開催

③開発商品の販路拡大への支援

- ・キャラバン隊を組織し、テレビ等マスコミへの訪問により、開発商品等をPR
- ・県内の商業施設等で常設展示PRを実施
- ・WEB上において開発商品等を集めた販売フェアを開催

②商品開発等への支援

- ・6次産業化研修会の開催
- ・新商品の開発等に必要なサポートを行うアドバイザーを派遣
- ・認定農業者、農業法人、女性起業グループ等を対象に商品開発に必要な機械等の整備を支援

④国の6次産業化支援施策

- ・各県ごとに設置された支援事業体から6次産業化プランナーを派遣し、農林漁業者に専門的なアドバイスを実施
- ・6次産業化の取組に必要な施設等の整備を支援（公募事業）



■岐阜県農政部 農政課
地産地消担当（土屋）

☎ 058-272-1111 内線(2826)

5 農業経営力アップ支援事業

農業者の皆さんの農業経営の改善に活用できる「農業簿記」と「農業経営の法人化」についての講座を開催します。

農業簿記講座

複式簿記の基本を学ぶことで、青色申告だけでなく自らの経営改善に活かしていただくための講座です。

■受講対象者

- ①認定農業者や認定志向農業者
- ②農業法人の経理担当者等
- ③集落営農組織の代表者や経理担当者等

■講座の開催予定

県下5会場（岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨）
で各15回程度（予定）



農業経営法人化講座

農業経営の法人化のメリットや手順等について学ぶ講座です。

■受講対象者

農業経営の法人化を検討している農業者、集落営農組織等

■講座の開催予定

県下3会場で各1回（予定）



※この事業は、県が講座の企画を公募し、最も良い企画を提案した事業者へ業務委託することとしています。

■岐阜県農政部 農業振興課
就農支援担当（松原）

☎ 058-272-1111 内線(2670)

6 農の雇用事業

＜農業法人等で新規雇用の場合に、研修に係る経費の一部を助成します＞

事業の要件は？

- ①新たに正規の従業員を雇用し、研修を行うこと。
- ②新規就業者を雇用保険と労災保険に加入させること。
- ③本事業と重複する他の助成（補助）を同時に受けられません。
(農業法人のほか、個人経営者も対象となります)

助成内容は？

新規就業者に対する研修経費を、
月額9万7千円を上限に
最長12ヶ月間
助成します。



＜対象経費＞

- 1.法人等の経営者や外部専門家の指導に要する経費
- 2.研修会等の参加に要する交通費
- 3.雇用保険料・労災保険料

問い合わせ

■岐阜県農業会議 農業相談室（西川、宇佐美）

☎ 058-268-2527

7 かけがえのない農地を再生しましょう！



【平成23年度耕作放棄地再生利用緊急対策交付金】

事業対象者：農業者または農業者等の組織する団体、地域耕作放棄地対策協議会等

荒れた農地を再生しよう

◆再生作業：(刈払、抜根、耕起)+土壤改良

定額支援：**5万円 / 10a**

◆荒廃が進み、重機等を用いての再生作業経費が10万円 / 10a 以上必要な場合

定率支援：**経費の1/2以内**

◆土壤改良（2年目の土壤改良が必要な場合のみ）

定額支援：**2.5万円 / 10a**



機械・施設等を整備しよう

◆基盤整備

定率支援：**1/2以内**

◆小規模基盤整備（水路、道路の改修など小規模の基盤整備）

定額支援：**2.5万円 / 10a**

◆農業用機械・施設

定率支援：**1/2以内**

◆農業体験施設（市民農園、教育ファーム等）

定率支援：**1/2以内**

◆乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設

定率支援：**1/2以内**

要件等が緩和されました

昨年度

農用地区域外の農地は支援対象外

今年度

戦略作物を栽培する場合、土地所有者による再生作業及び農用地区域外も支援対象

※戦略作物とは
食料自給率の向上に大きく貢献する作物（麦、大豆、そば、なたね、飼料作物、新規需要米等）

問い合わせ

■岐阜県耕作放棄地対策協議会（堀口、森井）

☎ 058-268-2527